

# 横手市がデート代を助成してくれる



申請は  
オンラインで  
完結！

## 若者交際応援事業

### 対象の要件

横手市では、若者の結婚を後押しするため、交際にかかった費用の一部を助成します。

#### 【区分A】

下記6つの要件に当てはまるカップル

- 申請日において、カップルの双方または一方が、市内に住所を有していること
- 申請日において、**交際している独身男女**(カップル)であること
- 申請日において、カップルの双方が18歳以上(高校生を除く)39歳以下であること
- 過去にこの助成金の交付を受けていないこと
- 横手市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと
- 市税を滞納していないこと



若者交流  
促進事業



あきた結婚  
支援センター



若者出会い  
応援事業

#### 【区分B】

上記の6つの要件に加え、(1)~(3)のいずれかに当てはまるカップル

- (1) カップルの双方が、横手市が実施する若者交流促進事業の参加者であること
- (2) 令和6年度において、カップルの双方または一方があきた結婚支援センターの入会実績があること
- (3) カップルの双方または一方が、若者出会い応援事業の交付決定を受けていること

### 対象経費

令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間にカップルが交際に要した費用

※実際に使用した分を実績に応じて、横手にぎわい商品券で交付します

※商品券は決定通知と一緒に送付します。

※1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします

対象	上限
区分A	20,000円
区分B	50,000円

#### 【北上線100周年記念】

上記に加え、北上線を利用したカップルには、1日につき1組あたり片道1,000円、往復2,000円の報奨金を別途支給します。

※回数制限なし。横手にぎわい商品券で交付。



裏面もご覧ください→

## 申請に必要なもの

- 対象経費に該当することを証明するもの（映画のチケットや乗車券など）
- 対象経費を支払ったことを証明するもの（領収書、レシートなど）
- 双方の運転免許証、旅券、個人番号カードなどの顔写真つき本人確認書類の写し
- 双方が納まっている写真または画像（旅行先などでの2人の写真）
- 誓約書兼同意書

※北上線を利用した場合は、切符または乗車駅証明書の画像と車内の運賃表示器を撮影した画像を提出してください。

※区分Bの場合は、各事業を利用したことを証明するものを追加でご提出ください。

※申請の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

## 注意事項

- 助成対象経費については、交際で使用したことがわかるものに限られます。  
例) 2人分の映画チケット(隣席限定)、鉄道切符・航空券の購入費用など  
※対象経費の該当の有無は、ホームページをご確認いただくか、経営企画課にご相談ください。
- お1人様1度限りの交付となります。

### 例 北上線と新幹線を利用して、テーマパークへ旅行した場合(【区分B】の場合)

対象経費	旅行パック料金(電車、新幹線、宿泊(朝食付き))…45,000円×2名 テーマパーク入場料…10,000円×2名
対象外経費	キャラクターグッズ…1,500円 レストランでの飲食代…5,000円
助成金・報奨金	50,000円+北上線利用分2,000円 計52,000円



☞ 旅行パックや宿泊料に含まれる飲食代は補助対象となりますが、物品購入費や飲食代のみの方は対象外です。また、上限を超えた分の経費は支給されません。

### 例 車で高速道路を利用しスポーツ観戦に行った場合(【区分B】の場合)

対象経費	高速料金…4,600円×往復分 駐車場代…2,000円 チケット(ユニフォーム付き)…13,000円×2名
対象外経費	売店で購入したグッズ…5,000円 ガソリン代…5,000円
助成金	37,000円



☞ グッズ付き、飲食付きのチケットも対象経費とします。ガソリン代は交際にのみ使用したことが確認できないため対象外です。

☞ 助成の上限に達しない場合は実際に要した費用のみ交付されます。複数回のデートを合算して申請することも可能です。

## 申請方法

申請期間 / 令和6年6月1日～令和7年3月14日  
オンライン申請または下記窓口で申請

【窓口】横手市役所 総務企画部 経営企画課  
〒013-8601 横手市中央町8番2号(本庁舎3階)  
TEL: 0182-35-2164  
E-mail: kikaku@city.yokote.lg.jp

オンライン申請はこちらから



若者交際応援事業  
ホームページ



申請フォーム